

第3号議案

平成30年度東大和市下水道事業特別会計予算

平成30年度東大和市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,105,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

平成30年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,787
	1 下水道事業受益者負担金	1,787
2 使用料及び手数料		1,341,050
	1 使 用 料	1,340,823
	2 手 数 料	227
3 国庫支出金		14,276
	1 国庫補助金	14,276
4 都 支 出 金		702
	1 都 補 助 金	702
5 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	2
6 繰 入 金		456,567
	1 一 般 会 計 繰 入 金	456,567
7 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
8 諸 収 入		3,727
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	1,501
	3 雑 入	2,225
9 市 債		286,600
	1 市 債	286,600
歳 入 合 計		2,105,711

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 739,031
	1 総 務 管 理 費	165,027
	2 維 持 管 理 費	574,004
2 事 業 費		150,439
	1 建 設 総 務 費	26,991
	2 建 設 事 業 費	123,448
3 公 債 費		1,213,239
	1 公 債 費	1,213,239
4 諸 支 出 金		2
	1 基 金 費	2
5 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		2,105,711

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	千円 15,984
地方公営企業会計システム構築等業務委託	平成31年度	8,869

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 下 水 道 建 設 事 業	千円 36,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、当該見 直し後の利 率)	借入れのとき から据置期間を 含め、40年以内 に償還する。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利債に借換えす ることができる。 なお、その他 については借入 先の定める融通 条件に従う。
荒川右岸東京流域下水道事業	51,800			
資 本 費 平 準 化	168,900			
公 営 企 業 会 計 適 用	29,500			
計	286,600			